

## ゆめいくワークサポート事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障がい者の自立支援を促進するため、ゆめいくワークサポート事業による利用料を県内の障害者就労支援事業所等へ助成金として交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 本助成金の交付対象事業者は、島根県内に拠点を持つ次の各号に掲げるものとする。

- (1) 障害者総合支援法における、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業のいずれかを実施する事業所（以下、「就労支援事業所等」という。）
- (2) 事業の実施主体として、社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）会長が適当と認めた法人及び団体（2以上の事業所が参加する法人及び団体を含む。）

### (助成対象事業)

第3条 本助成金の交付対象は、「仕事」の開発又は「市場」の開拓により実現する次の各号のいずれかに掲げる事業とする。

- (1) 就労支援事業所等利用者の工賃向上を目的とした事業
- (2) 就労支援事業所等における利用者の増員を目的とした事業
- (3) 就労支援事業所等利用者の作業環境の改善を目的とした事業
- (4) その他、障がい者の就労支援に資する事業

2 前項の定めにかかわらず、政治活動又は宗教活動と考えられる事業は対象としない。

### (助成対象経費)

第4条 本助成金の交付対象となる経費は、第3条第1項に掲げる事業に必要な経費とする。

ただし、事業所の管理運営費など、助成対象事業の実施に直接必要とされない経費については、助成の対象としない。

2 同一の事業について他の機関から補助金若しくは助成金を交付されている事業又はその他の収入を得ている事業であっても助成対象とする。

ただし、本助成金と、他の補助金・助成金・その他の収入の合計額が、本会が助成対象とした事業の事業費総額を上回ってはならない。

### (助成金の額)

第5条 本助成金の額は、1事業につき1,500千円を上限とする。

### (助成対象事業の実施期間)

第6条 本助成金対象事業の実施期間は、助成を決定した年度の翌年度4月1日から3月31日までとする。

ただし、県社協会長が認めた場合は、助成を決定した年度の翌年度4月1日から翌々年度の3月31日まで、実施期間を延長することができる。なおこの場合、助成金の交付は実施期間の初年度のみ行うものとする。

2 前項の期間内は本助成金を新たに申請することはできない。

### (助成金の規模)

第7条 本助成金は、ゆめいくワークサポート事業による利用料を原資とし、予算の範囲内で交付する。

### (助成金の申請)

第8条 第2条に該当する事業所等（以下、「事業所等」という。）で本助成金の交付を希望する者は、助成金交付申請書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）を別に定める期日までに、住所地の市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）を経由し、県社協会長に提出しなければならない。

2 市町村社協は、前項に定める申請書が提出されたときは、内容を確認の上、副申書（様式第2号）を添付し県社協会長に提出するものとする。

（申請内容の審査）

第9条 県社協会長は、前条に基づく申請書の提出があったときは、助成金交付の可否及び助成額を決定するにあたり、審査委員会を開催し、これに諮問しなければならない。

2 審査委員会に関する規程は、県社協会長が別に定める。

（助成金の交付決定）

第10条 県社協会長は、審査委員会の報告に基づき助成金の交付の可否及び助成額を決定する。

2 県社協会長は、決定した助成金の交付の可否及び助成額について、申請事業所等及び第8条に基づき副申書を提出した市町村社協に対し、定められた様式により通知しなければならない。

（交付の条件）

第11条 県社協会長は、前条による助成金の交付決定に際し、次に掲げる条件を附するものとする。

（1）本助成金をこの要綱に定める交付の目的に反して使用しないこと

（2）助成決定を受けた事業（以下、「助成決定事業」という。）により取得し、又は効用の増加した財産については、同事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

（3）助成決定事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を助成決定事業完了後5年間保管すること。

2 県社協会長は、前項に定めるもののほかに、必要に応じて条件を附することができる。

（助成金の支払い）

第12条 助成金の交付は精算払いを原則とする。ただし、県社協会長が認めたときは概算払いをすることができる。

2 助成決定事業の実施事業所等（以下、「実施事業所等」という。）は、助成金の精算払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第4号）を県社協会長に提出しなければならない。

3 実施事業所等は、助成金の概算払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第4号）に概算払いが必要な理由を記載して県社協会長に提出しなければならない。

4 県社協会長は、第2項及び前項により請求書の提出があったものについて必要と認めたときは、交付決定額の範囲内で助成金の支払いができるものとする。

（助成決定事業の変更）

第13条 実施事業所等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに事業内容変更等承認申請書（様式第5号）を県社協会長に提出しなければならない。

ただし、変更後の計画の内容が当初の目的を変更しないものであり、軽微な変更である場合はこの限りではない。

（1）助成決定事業の内容または要する経費の配分や金額等を著しく変更するとき。

（2）助成決定事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 実施事業所等は、前項に基づく申請を行うにあたって、その内容について市町村社協に相談し、十分な理解を得なければならない。

3 県社協会長は、第1項に基づく申請がなされたときは、その内容を審査のうえ変更の可否について

決定を行うものとする。

- 4 県社協会長は、前項の定めにより決定した内容について、申請事業所等及び市町村社協に対し、定められた様式により通知しなければならない。

(調 査)

- 第14条 県社協会長は、必要があると認めるときは、助成決定事業の実施又は会計の状況等に関し、報告を求め調査を行うことができる。
- 2 県社協会長は、事業実施期間終了日から起算して1年が経過する日における事業内容を確認するため、事業実施後状況報告書(様式第7号)の提出を求め、必要があると認めるときは調査を行うことができる。

(財産処分の制限)

- 第15条 実施事業所等は、本助成金により10万円以上の備品を購入した場合、この備品が助成金の目的どおりに使用できなくなった場合には、財産処分承認申請書(様式第8号)により、処分の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、助成決定事業完了後5年間適用する。

(交付決定の取消し)

- 第16条 県社協会長は、実施事業所等が本助成金を他の用途へ使用し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、助成金交付取消通知書(様式第9号)により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

- 第17条 実施事業所等は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取り消された部分に対し既に助成金が交付されているときは、県社協会長が定めた期日までに、これを返還しなければならない。

(実績報告)

- 第18条 助成金の実績報告は、次により行うものとする。
  - (1) 助成決定事業の実施事業所等は、当該事業の完了した日から起算して1ヵ月が経過する日までに、事業実績報告書(様式第10号)、事業実施報告書(様式第10号の2)、及び事業収支決算書(様式第10号の3)を、市町村社協を経由し、県社協会長に提出しなければならない。
  - (2) 県社協会長から複数年度の事業実施期間を認められた実施事業所等は、前項による実績報告に加え、実施期間中の各年度末日の翌日から起算して1ヵ月が経過する日までに、事業実施報告書(様式第10号の2)を、市町村社協を経由し、県社協会長に提出しなければならない。
- 2 市町村社協は、実施事業所等から第1項及び前項に基づく報告書が提出されたときは、内容を確認し、必要に応じ意見を添えて県社協会長に提出するものとする。

(公 表)

- 第19条 助成決定事業に関する情報のうち、次の各号に該当する事項については、県社協ホームページ等にて公表するものとする。
  - (1) 助成決定事業名及びその実施計画書
  - (2) 実施事業所等の名称及び所在地(所在地は市町村名まで)
  - (3) 交付決定金額
  - (4) 事業実施報告書

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関して必要な事項は県社協会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。